

1 事業名

所沢市水道事業給水条例及び所沢市下水道条例の一部改正

2 事業の概要

水道料金及び下水道使用料の徴収方法に指定納付受託者による納付の方法を追加することにより、クレジットカードによる支払を可能とするため、所要の改正を行うものである。

3 他自治体の類似する政策等

他の自治体においても、必要に応じて指定納付受託者による納付の方法を規定している。

4 市民参加の実施の有無とその内容

なし

5 関係法令、基本計画との整合性

地方自治法

6 事業費及びその財源等

なし

7 その他

添付資料

- ・新旧対照表

新

旧

議案第34号 所沢市水道事業給水条例及び所沢市下水道条例の一部を改正する条例

◎所沢市水道事業給水条例の一部改正（第1条関係）

（料金の徴収方法）

第27条 料金は、納入通知書、口座振替又は地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条の2の3第1項の指定納付受託者による納付の方法により、2箇月分をまとめて徴収する。ただし、管理者が必要と認めたときは、この限りでない。

（料金の徴収方法）

第27条 料金は、納入通知書又は口座振替の方法により、2箇月分をまとめて徴収する。ただし、管理者が必要と認めたときは、この限りでない。

◎所沢市下水道条例の一部改正（第2条関係）

（使用料の徴収）

第14条 略

2 前項の使用料は、納入通知書、口座振替又は地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条の2の3第1項の指定納付受託者による納付の方法により2月分まとめて、市の水道料金に合わせて、これを徴収する。ただし、水道水以外の水を使用する場合はその使用における使用料とする。

3～5 略

（使用料の徴収）

第14条 略

2 前項の使用料は、納入通知書又は口座振替の方法により2月分まとめて、市の水道料金に合わせて、これを徴収する。ただし、水道水以外の水を使用する場合はその使用における使用料とする。

3～5 略